

令和 7 年 2 月 2 8 日
農政 部 農 村 振 興 課

「令和 7 年 3 月 から適用する農業農村整備事業設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

下記のとおり令和 7 年 3 月 1 日以降適用する農業農村整備事業設計労務単価についての運用に係る特例措置を定めたので以降適用する農業農村整備事業設計労務単価についての運用に係る特例措置を下記のとおり定めました。

記

1 建設工事における取扱い

(1) 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、(2)に該当する工事の受注者は、イの契約条項に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

イ 工事請負契約書第 6 7 条及びこれに準じるもの

(2) 具体的な取扱い

下記のとおり令和 7 年 3 月 1 日以降適用する農業農村整備事業設計労務単価についての運用に係る特例措置を定めたので以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して設計価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更できるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P \text{ 新} \times k$$

この式において、P 新及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

P 新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された設計価格

k：当初契約の落札率

(3) その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

2 建設関連業務等における取扱い

(1) 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、(2)に該当する建設関連業務等の受注者は、イの契約条項に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができることとする。

イ 設計業務等委託契約書第 6 2 条及びこれに準ずるもの

(2) 具体的な取扱い

下記のとおり令和 7 年 3 月 1 日以降適用する農業農村整備事業設計労務単価についての運用に係る特例措置を定めたので以降に契約を締結する建設関連業務等のうち、旧労務単価を

適用して設計価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更できるものとする。

なお、3月公告予定案件で2月28日以前の単価において既に積算を終えているものについては、特記仕様書の追加資料として別添資料の添付を行い、契約締結後において受注者と協議の上、変更で対応する。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、P新及びkは、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された設計価格

k：当初契約の落札率

(3) その他

落札者決定通知後の業務にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

特記仕様書（追加資料）

労務3月単価の適用について

入札の際に使用する労務資材単価は令和7年2月28日以前の単価としておりますが、契約後において、別途協議の上、令和7年3月1日から適用の労務資材単価で設計変更を行うものとします。